

設 計 書

課長		係長		係員		設計者		電 気 課			
第 号		設 計		令和8年6月		納 期		自 契約締結後 至 令和9年3月31日			
科 目											
款	11 固定資産		項	12 有形固定資産		目	07 機械装置		節	39 停車場機械	
	62 資本的支出			11 建設改良費			17 機械装置費			66 停車場機械装置費	

(件 名) 改札ゲート更新

(納 入 場 所) 高速鉄道東西線 三条京阪駅、二条駅

(購 入 金 額) 円

(内 訳)

購 入 価 格 円

消費税及び地方消費税相当額 円

概 要

本件は、高速鉄道東西線三条京阪駅及び二条駅に設置している改札ゲートの老朽化に伴い、機器の更新を行うものである。

内 訳

No. 1

種 類	形 状 寸 法	数 量	単 位 呼 称	単 価	金 額	摘 要
改札ゲート		2	式			無人改札ゲート用操作盤 2 台含む
乗降客計数機		2	式			
小計						
消費税及び地方消費税相当						
計						

改札ゲート更新

特記仕様書

令和8年6月

京都市交通局
高速鉄道部電気課

課 長	係 長	係 員

件名

改札ゲート更新

1 概要

本件は、高速鉄道東西線三条京阪駅及び二条駅に設置している改札ゲートの老朽化に伴い、機器の更新を行うものである。

2 納入場所

高速鉄道東西線 三条京阪駅、二条駅

3 履行期限

令和9年3月31日

4 保証期間

完了検査後 12箇月

保証期間中、受注者側の責任となる事故が発生した場合は、無償にて修理及び交換等の保証を行うものとする。

5 支払い

完成払い。完了検査により完成とする。

6 一般事項

(1) 守秘義務について、以下のことを遵守すること。

ア 業務上知りえた情報は、第三者に漏洩してはならない。

イ 業務上知りえた情報は、本業務以外の目的に使用してはいけない。

7 納入場所および納入数量内訳（別表1参照）

(1) 無人改札ゲート（無人改札ゲート用操作盤2台含む） 2式

(2) 乗降客計数機 2式

8 作業内容

(1) 以下の機器の製作、納入、設置

ア 無人改札ゲート

イ 無人改札ゲート用操作盤

ウ 乗降客計数機

(2) 京都市交通局（以下「発注者」という。）の以下の上位機器との試験調整

ア データ集計機（オムロン製）と高速収入系システム（東芝製）の試験調整

(3) 各種試験（単体試験、総合試験）及び調整

ア 単体機能試験調整

イ 乗降客計数機の総合試験調整

9 共通事項

- (1) 納入する機器は、信頼性・保守性に優れたものとし、現状の機能を確保できるものとする。
- (2) 最新の技術、部材を用いて、高信頼性を有すること。
- (3) 機器、部品、機能、仕様および画面フロー等については事前に承諾書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (4) 使用する部品等は、J I S規格品の工業品または同等品以上のものを使用するものとする。
- (5) 工場出荷前に試験および検査を行い、試験成績書を提出すること。
- (6) 駅での現地作業は、事前に調査、準備を行い、作業方法について当局と十分打合せを行うこと。
- (7) 機器搬出入にあたり、事前に駅内の搬出入経路、仮置場等を調査すること。
- (8) 納入する機器類は、地下鉄駅舎における環境下において、塵埃及び振動に耐え得ること。
- (9) 将来の設備増設、機能拡張に対してシステムの拡張が容易に行えること。
- (10) 駅での作業は、原則として営業時間外（24時30分～4時30分）とするが、駅業務及び旅客の流れに支障する恐れのない作業については、営業時間内も可能とする。営業時間内の作業の実施にあたっては、旅客に対して適切な防護、誘導等を行い安全に営業ができるよう注意を払うこと。
- (11) 作業時は原則として、当局が立会するものとし、その指示には必ず従うこと。
- (12) 作業終了後は、現場の後片付け、清掃を行い、旅客及び列車運行等に支障のないよう現場の整理整頓を行うものとする。
- (13) 安全作業に留意し、万一、既存駅務システムに障害を与えたときには、直ちに当局に報告し速やかに復旧すること。また、この障害に伴って生じた損害及び要した費用は、受注者にて負担するものとする。

10 機能及び仕様

(1) 無人改札ゲート

無人改札ゲートは、親機のみで構成し、改札機側に設置すること。また、無人改札ゲートは、次の各部から構成するものとする。

ア 人間検知部

- (ア) 人間検知センサにより、無人改札ゲートを通過する旅客の検知を行うこと。
- (イ) 上記中央寄りのセンサは、無人改札ゲートを通過する入出場者の計数用としても使用し、無人改札ゲート通過の乗降数は、データ集計機へ出力できること。

イ 制御部

無人改札ゲート親機に制御部を有し、人間検知の状態、操作盤の指令に基づく扉の制御、操作盤の切り替えの制御を行うものとする。

ウ 電源部

無人改札ゲート親機に制御部を有し、人間検知の状態、操作盤の指令に基づく扉の制御、操作盤の切り替えの制御を行うものとする。

- (ア) 電圧 単相 $AC\ 100V \pm 10V$
- (イ) 周波数 $60Hz \pm 1Hz$
- (ウ) 消費電力 待機時：100W以下、動作時：300W以下

エ 扉駆動部

- (ア) 1通路当たり水平式ドア2枚により構成すること。
- (イ) 電源投入時、扉は「閉」位置（旅客が通行できない）の状態とすること。
- (ウ) 停電時は、停電を検知し、扉を自動的に「開」位置（旅客が通行できる）の状態にすること。また、この状態では、手動により「閉」位置に動かせるものとする。
- (エ) 扉の開閉動作時間は、速度調整可能とし、納入時は約1秒程度とすること。
- (オ) 扉の動作は、すべて操作盤からの指令に従うものとする。また、人間検知センサが旅客検知をした場合、扉の動作は行わないものとする。

オ 筐体部

- (ア) 列車の通過、停止及び設置場所付近で発生する振動に耐えうるものとする。
- (イ) 地下鉄駅舎における環境下において、塵及び散水等により、故障のないように配慮された構造とすること。

カ 外観及び形状

項目	寸法 (mm)	備考
本体全長	150±5	
本体幅	100±5	
本体高さ	800±5	
通路幅	900以上	

キ 質量

1通路あたり 140kg以下

ク 設置条件

以下の範囲の屋内で使用できること。

(ア)温度 -5℃ ～ 40℃

(イ)湿度 40% ～ 90%

(2) 無人改札ゲート操作盤

回路、筐体を一体として構成すること。

ア 電源ボタン（照光式押しボタンスイッチ（乳白色）：誤操作防止カバー付）

(ア)スイッチ「入」にて、無人改札ゲートへの通電を行い、電源投入時は投入された側の操作盤の操作を有効とする。

(イ)押した時に点灯すること。

イ 操作盤選択ボタン（照光式押しボタンスイッチ（緑/橙色）：誤操作防止カバー付）

(ア)有人ボックス側と駅務室側の操作盤のうち、操作が有効となる側を選択する。
有効となる側のLEDを点灯させる。

(イ)有人ボックス取り扱い時に緑色に点灯し、駅務室取り扱い時に橙色に点灯すること。

ウ リセットボタン（押しボタンスイッチ（白色））

リセットボタン押下にて以下の動作を行う。

(ア)制御回路のリセット

(イ)警報及び機器異常のリセット

(ウ)両側扉を開状態にする。

エ 警報ブザー

操作盤の操作有効側にて、以下の場合に警報音を鳴動させること。

(ア)扉動作タイムオーバー時

(イ)制御部異常時

(ウ)人間検知中に閉スイッチ押下した時

オ 警報停止ボタン（押しボタンスイッチ（黒色））

操作盤の操作有効側にて、警報鳴動時の警報を停止する。

カ 閉ボタン（照光式押しボタンスイッチ（乳白色））

(ア)操作盤の操作有効側にて、扉開時に扉を閉状態にする。

(イ)扉が閉動作中及び扉閉状態中に点灯すること。

(ウ)閉動作中に人間検知した場合は、点滅すること。

キ 開ボタン（照光式押しボタンスイッチ（緑色））

(ア)操作盤の操作有効側にて、扉閉時に扉を開状態にする。

(イ)扉が開動作中及び扉開状態中に点灯すること。

ク 機器異常ランプ（赤色）

無人改札ゲート制御部の異常又は、扉開閉動作異常時に点灯すること。

ケ 外観及び形状

各駅務室設置については、既設の改札遠隔制御盤に設置できる外形寸法とすること。

項目	寸法（mm）	備考
幅	180±5	
高さ	105±5	
奥行き	135±5	

コ 質量

(3) 乗降客計数機

各コーナーでの有人通路又は、無人改札での改札ゲートを通過する乗降客を計数できるように設置すること。

1 1 撤去

不要となった既設設備等の機材を撤去し、引き取ること。また、完了検査までに、引き取った証明となる書類を提出すること。

1 2 検査

- (1) 本仕様書並びに承諾図、試験成績書等により完了検査を行う。また、必要に応じて工場検査を行うものとする。
- (2) 工場検査に要する機材は、すべて受注者にて準備すること。

1 3 予備品及び付属品等

- (1) 予備品及び付属品等は、受注者の標準一式及び保守上必要なものとする。
- (2) 交換部品や基板等は、引き渡し後7年以上は安定して供給されるものとする。

1 4 その他

(1) 着手前に設計・製造・納入等の計画書を提出すること。

(2) 完成図書

完成時、以下の図書を提出すること。

ア 仕様書（紙、A 4 版）	1 部
イ 仕様書（電子データ）	1 式
ウ 工場試験結果報告書（各試験別）	各 1 部
エ 試験成績書（作業チェックリスト等）	1 部
オ 作業記録（写真等）	1 部
カ 協議録（必要に応じて）	1 部
キ 納品書	1 部
ク 取扱説明書	2 部
ケ 保守要領書	2 部

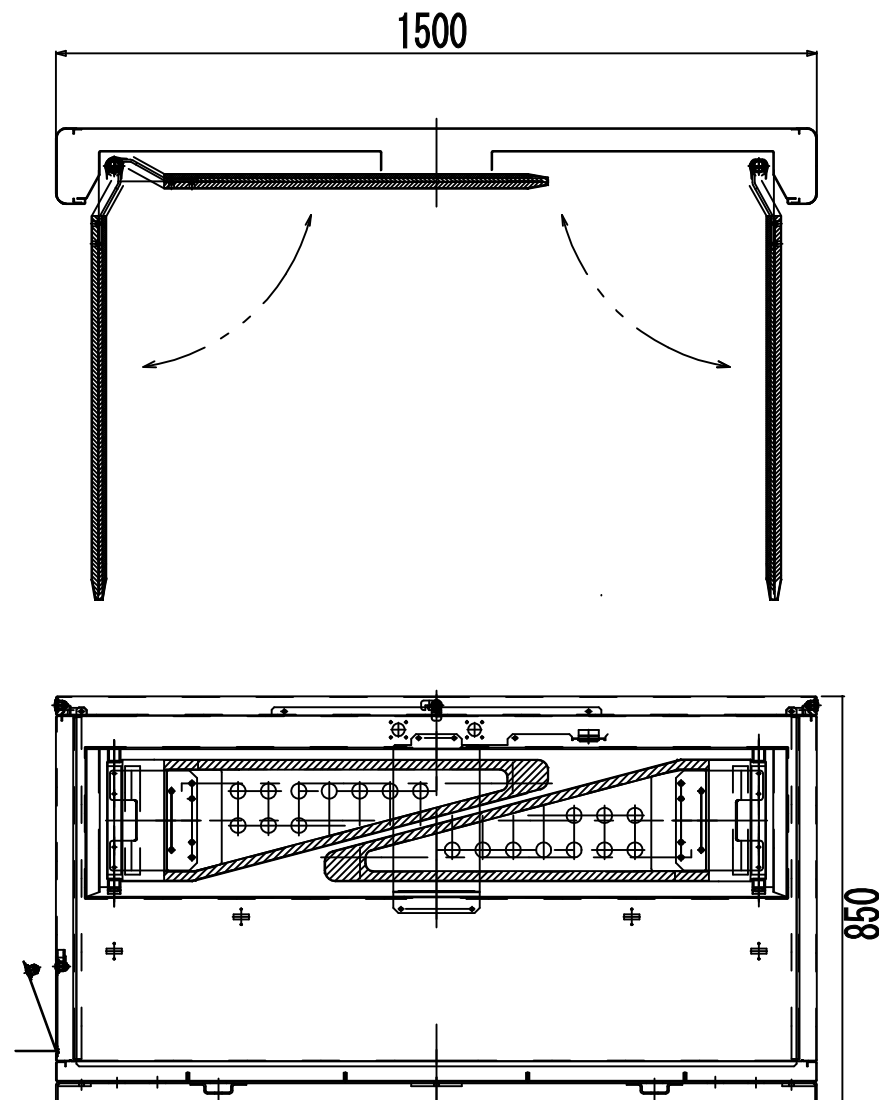
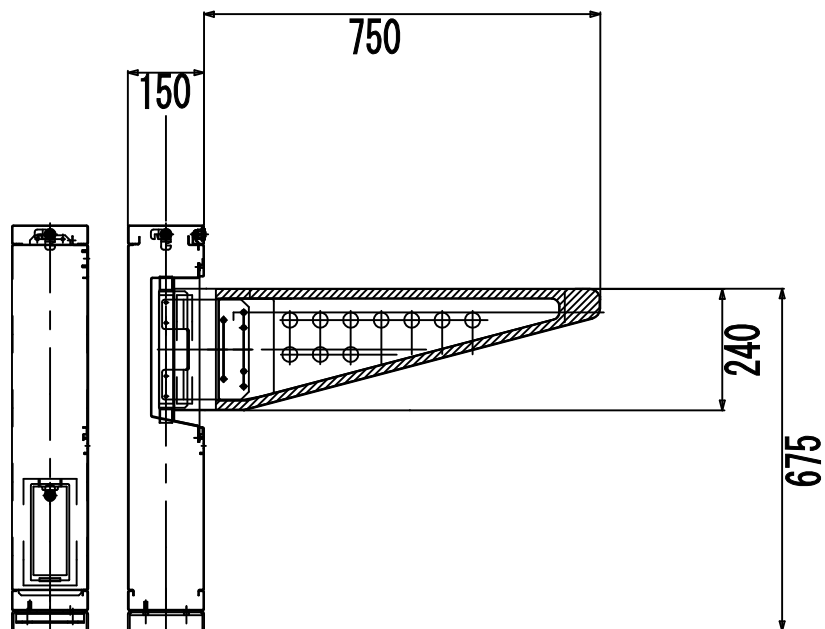
(3) 納入した機器について、取扱説明書、保守要項、知識修得に必要な資料を作成・提出し、駅係員及び保守員等関係者に取り扱い説明を行うこと。

添付図

1. 【機器寸法】改札ゲート

別表1. 設置場所一覧

設置駅	設置場所	機器
三条京阪	改札口	改札ゲート
		改札ゲート用操作盤
		乗降客計数機
	駅務室	改札ゲート用操作盤
二条	改札口	改札ゲート
		改札ゲート用操作盤
		乗降客計数機
	駅務室	改札ゲート用操作盤



※1 通路当たり水平式ドア2枚構成とする
 ※寸法の単位はmmとし、全ての公差は±5mmとする
 ※数値の記入されている寸法以外のサイズは参考用とする

図番	1	路線	
件名	改札ゲート更新		
図名	【機器寸法】改札ゲート		
縮尺		設計年月	令和8年6月
京都市交通局			